

# 東久留米市緑の基本計画等検討部会 会議録

1. 会議名 第7回東久留米市緑の基本計画等検討部会
2. 日時 令和4年10月5日(水) 午後1時30分から3時30分
3. 場所 市役所7階 701会議室 (Microsoft Teams 併用)
4. 出席委員氏名 (敬称略) 杉原弘恭 (部会長)、水戸部啓一、  
菅谷輝美、土屋守久、高橋喜代治、  
大塚ちか子、豊福正己、吉川雅継
5. 欠席委員氏名 (敬称略) 板倉正弥、下村央行
6. 事務局職員名 環境政策課長、緑と公園係長、計画調整係長、計画調整係主事、  
コンサルタント会社 (アジア航測株式会社)
7. 傍聴人 0名
8. 議題
  - (1) 第6回検討部会会議録 (案) の確認 (資料1)
  - (2) 緑の基本計画等策定について
    - ・素案の検討 (資料2-1~2-2)
  - (3) その他
    - ・次回の日程について (参考資料)
9. 配布資料
  - 第6回検討部会会議録 (案) …………… 資料1
  - 第6回検討部会における合意事項と第7回検討部会における協議事項…………… 資料2-1
  - 東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略 原案…………… 資料2-2
  - 部会員意見と対応方針 (案) …………… 資料2-2 別添
  - 環境審議会における原案への主なコメント…………… 資料3
  - 第三次緑の基本計画等策定スケジュール…………… 参考資料1
  - 水質に関する資料 (環境審議会宮川委員提供) …………… 参考資料2
  - 向山緑地公園、柳窪けやき森の広場の土地購入について…………… 参考資料3

## 10. 第7回東久留米市緑の基本計画等検討部会

### (1) 第6回検討部会会議録(案)の確認

#### 【部会長】

- ・会議録をご確認いただき、加除修正等あればお知らせいただきたい。

#### 【委員】

- ・6ページの3行目、「南町小から東に抜ける所沢街道は、一見すると」とあるが、これは既に西東京を通過しているということなので、「一見すると」ではなく「既に」としていただきたい。

#### 【部会長】

- ・既にメールでご確認いただき、反映されているので、他にご意見がなければ名前を削除して、公開していただきたい。

#### 【事務局等】

- ・委員にご指摘いただいた部分を修正した後、ホームページに掲載する。

### (2) 緑の基本計画等策定について

#### 【部会長】

- ・第3次緑の基本計画・生物多様性戦略については、前回の審議会の意見を、私の方で資料3としてまとめた(紹介)。
- ・今回の部会で「原案」を確定させ、10月下旬開催予定の環境審議会で「素案」として決定し、パブリックコメントへと手続きを進めていきたい。なお、素案は本文だけで、コラムや資料はパブコメの間に検討を行い、本文では対応できないパブコメにも対応してセットしたい。コメント等をお願いしたい。

#### 【委員】

- ・SDGsについてはどこにも書いていない。東京都や国の政策として最初の方に書いてあるが、本文では一切触れていない。他市の環境基本計画ではSDGsが入っているが、これはどうすればよいのか。

#### 【部会長】

- ・基本構想には入れている。

#### 【委員】

- ・17目標に当てはまるのは、結局一つか二つになってしまう。
- ・SDGsのために緑の基本計画を作るのではない。緑の基本計画を作った結果、計画に基づいた活動が、SDGsに当てはまっているという感じではないか。

#### 【部会長】

- ・17のゴールと169のターゲットのどれに当てはまるのかを示すことは、それほど大変な作業ではないが、ごみや太陽光発電、脱炭素系の話は環境基本計画にもつながっている。緑の基本計画に取り込もうとすると、環境基本計画の内容が入ってきてしまうので、次の環境基本計画で扱うことも考えられる。

**【委員】**

- ・緑の基本計画でも視野に入れているということを、少し書いてはどうか。

**【事務局 等】**

- ・17のゴールと169のターゲットのどの取り組みに当たるかというところは、極めて限定的だとは思いますが、行政計画としてSDGsは意識せざるを得ない部分もあるので、それぞれの施策がSDGsのどの部分に該当するのかを、資料編に簡単な関連図のようなもので示すことを考えている。

**【委員】**

- ・そうであればよいと思う。

**【事務局 等】**

- ・ただ、本編に載せるということについてはあまり積極的ではなかったように受け止めたので、資料編でそのような形で示すことを考えた。

**【部長】**

- ・17のゴールと169のターゲットのExcelのチェックシートを作成してあるので、後で確認してはどうか。
- ・水と陸域の他に、例えばゴミであれば、サステイナブル商品のようなものを絡めてくるなど、何をピックアップするかで項目が増えてしまうので、そこをどうするかということもある。
- ・パブリックコメントには、コラムや資料編は後で入れるというただし書きをつけて本文だけの状態で提出する。その前提で今日は内容を固めていきたい。

- ・素案の検討（資料2-1～2-2）

**【事務局（コンサルとタレント） 等】** 資料2-1～2-2説明。

**【委員】**

- ・表紙のデザインはこのままなのか。

**【事務局（コンサルとタレント） 等】**

- ・パブリックコメントは文章のみの提出なので、デザインはその後になる。

**【委員】**

- ・デザイン的には「東久留米市第三次緑の基本計画・生物多様性戦略」は大きくした方がよい。

**【部長】**

- ・原案の副題として「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」というスタイルはこのままでよいだろう。

**【事務局（コンサルとタレント） 等】**

- ・承知した。
- ・本文の25ページまでは、合意・確定された部分と更新部分を青字で示している。本日も議論いただきたいのは26ページ以降である。

**【部 会 長】**

- ・7ページの図の色分け等はこれで決定であったか。

**【事務局（コンサルとタント） 等】**

- ・色の枠はそのまま残し、生きものは「よく見られる生きもの」としてまとめて配置した。これは合意をいただいていたので、もしこの場でご意見があればお願いしたい。

**【委 員】**

- ・生きものについて「よく見られる」とあるが、例えば、雑木林でアオゲラがよく見られるか、あるいは水辺でホトケドジョウがよく見られるかという点、そうではない。「よく見られる」という表現を考え直してはどうか。
- ・写真を生かすのであれば“よく”を取った方がよいと思う。

**【委 員】**

- ・「見られる」であれば、たまに見られる場合も含まれる。

**【部 会 長】**

- ・それでは“よく”を取って「見られる」とする。
- ・色合いについてはどうか。4つの環境について凡例を入れるという話ではなかったか。左上の表題の「枠線の色はそれぞれの環境に対応しています」でよろしいか。

**【委 員】**

- ・自由学園と向山を指す矢印がずれている。この場所では写真のような景色は見られない。シャープな矢印なので正確な場所だと誤解されるかもしれない。

**【事務局（コンサルとタント） 等】**

- ・エリアを示すくらいフラットな矢印にした方がよいか。

**【委 員】**

- ・その方がよいと思う。

**【委 員】**

- ・これは好みの問題かもしれないが、とにかく色が多すぎて何を強調したいのかが分からない。強調するものだけを、しっかり分かりやすくする工夫が欲しい。
- ・デザインの専門家に意見を伺ってはどうか。

**【部 会 長】**

- ・これは前回の指摘でもあるので、もう少しご検討いただきたい。
- ・左上の文章の所にも「よく見られる」が入っているので、そこも忘れずに修正していただきたい。

**【委 員】**

- ・13ページについて、ここは文章で意図を伝えるのが難しいところがあるので、前回はイメージできるような場所の写真を載せている。それをパブリックコメントまでに入れるのか、それとも後にするのか。

**【事務局（コンサルとタント） 等】**

- ・素案の段階ではまだ写真は入れていないので、パブリックコメントまでに入れるかどうかは確認させていただく。

**【部 会 長】**

- ・必要であれば、写真は先に入れてもよいのではないか。

**【委 員】**

- ・前回の写真にアユの産卵行動が写っているが、東久留米市では産卵行動は見られない。見られたとしても20年に1回か2回くらいである。この写真をここに載せてしまうと、東久留米市で常にアユが産卵しているように見えてしまう。

**【事務局 等】**

- ・これはイメージなので、調整させていただく。
- ・将来像をイメージするのに視覚的に分かりやすい写真を入れるという方向で検討できればと思う。

**【委 員】**

- ・9ページの上から二段落目に、「公園緑地が、より一層のポテンシャル発揮するよう①ストック効果をより高める②民間と…」とある。ここは文章の調子が他より難しくなっていると思う。このストックとは何か。

**【事務局 等】**

- ・社会資本のストックである。

**【部 会 長】**

- ・公園のストックということか。

**【事務局 等】**

- ・いわゆる社会資本のストック効果に基づいて、公園としてのストック効果というものが9つの分類で国土交通省より示されている。具体的には、防災効果やレクリエーション効果のような効果のことをストックという。

**【委 員】**

- ・ストックといっても一般市民は分からないので、今の説明を平たく書いてはどうか。

**【部 会 長】**

- ・ここは注釈にするのではなく、解説を入れて、用語集で正確に詳しく説明するのがよいのではないか。

**【委 員】**

- ・ストックの前に“社会資本の”とあるだけで、文脈がどのように変わったのかが分かると思う。

**【委 員】**

- ・「より一層のポテンシャルを発揮できるよう、」とは、何のポテンシャルなのかというのが抜けている。

**【事務局 等】**

- ・ポテンシャルとは公園緑地のポテンシャルである。

【委員】

- ・公園緑地の何のポテンシャルか。

【事務局 等】

- ・公園の潜在的能力、潜在的に持っている公園の様々なストック効果である。

【委員】

- ・公園の持つ様々な効果を一層高められるという意味であれば、そのような書き方をし  
てはどうか。
- ・少し長めでもよいので、読んで何となくわかるような表現にするとよいと思う。

【部 会 長】

- ・公園に詳しい方はイメージできるかもしれないが、一般の方は分からないので補足が  
必要だと思う。

【委員】

- ・13 ページの「5 水と緑の将来像」の最後に「多様な生きものが成育し、」と、ここだ  
け“成育”となっているが、他は“生息・生育”となっている。ここも揃えてはどうか。

【部 会 長】

- ・“成育”を“生息・生育”とするか。

【委員】

- ・14 ページの「まちなみの緑・・・」に、「市内全域に広がる農地や屋敷林、公園や学  
校などのオープンスペースや住宅・事業所・公共施設の周辺の緑を「まちなみの緑」  
とします。」と書いてある。“周辺”には住宅内の緑や、事業所内の緑、公共施設内の  
緑は含まれないのか。

【事務局 等】

- ・生活する周辺の緑をまちなみの緑と位置づけているので、差し支えなければ「住宅・  
事業所・公共施設とその周辺の緑を…」という形にしたい。

【部 会 長】

- ・それではそのようにする。

【委員】

- ・17 ページの上段、「③柳泉園組合」の最後の 1 行は「今後も注視し」で止まっている。  
「してきます。」の部分を残さなければならないのではないか。
- ・18 ページの上段「⑤本村」には、「注視していきます」となっているので同じだと思  
う。

【事務局 等】

- ・そのとおりである。承知した。

【委員】

- ・13 ページで指摘があった“成育”について、“生育”にすることであったか。

【委員】

- ・生育は植物だけに使うので、“生息・生育”にするということである。

**【委員】**

- ・生育は、全体にかかる。
- ・国語の辞書では、全体に使うものは生育で、学術用語になると植物は生育、動物は成育である。このような文章で学術用語で揃える必要はないと思うので、“生育”でよいのではないか。

**【委員】**

- ・しかし、後ろの文章では“生息・生育”になっている。

**【委員】**

- ・ここでは将来像について書いているので、皆さんに分かる言葉でよいと思う。学術用語を使う必要はないのではないか。

**【部会長】**

- ・“生息・生育”は学術用語で正確であるが、市民に分かりやすくという意味では、少しうっとうしいような気もする。
- ・「生育は植物に用いられ、成育は動物に用いられる」ということもあるが、辞書には生育は「生まれ育つこと、また生み育つこと」とあり、一般的には“生育”でよいのではないか。ここは基本理念で、皆さんに見ていただくところなので、そのようにしたいと思う。

**【委員】**

- ・21 ページの下段の「⑫落合川上流域」について、前回、「落合川源流」を「落合川上流域」に変えたが、上流域にすると意味合いが違ってくるので、できれば“源流”という言葉を残して、「落合川源流域」に変えた方がよいのではないかと思った。
- ・我々が今の湧水調査等で使っている湧水マップでは、毘沙門橋の上から弁天橋の下までが上流という位置づけになっているので、ここで上流域と書くと全然違う位置になってしまう。ここは“上流域”ではなく“源流域”にした方が厳密だと思う。
- ・“源流域”であれば楊柳川も八幡神社も含めるという形になる。

**【部会長】**

- ・それでは「落合川源流域」とする。

**【委員】**

- ・22 ページ下段の「⑭南沢」の図について、建設予定の「都市計画道路東 3-4-18 号線」という文字が入っていない。
- ・もう一つは「立野川が横断する場所の整備にあたっては…」とあるが、ここは公園の樹林地に隣接している。樹林地は希少種が多く大事な所で、保全活動もされているので、樹林地についても配慮が必要ではないか。「立野川が横断する場所の整備にあたっては…」の前に「向山樹林地に隣接し、」と加えてはどうか。

**【委員】**

- ・23 ページ下段の「⑯前沢・南町」について、アカゲラが削除されてアオゲラになっ

ているが、ここはアカゲラもいるしアオゲラもいる。コゲラもいる。アオゲラではなく「アオゲラ等」と“等”を入れてほしい。そうすると全部含まれる。

【部 会 長】

・それはそのようにする。

【事務局 等】

・「⑭南沢」について、向山樹林に隣接しているという表記はどうしても必要か。

【委 員】

・あった方がよいと思う。

【事務局 等】

・ご意見は非常によく分かるが、計画線と向山樹林地の敷地が重複していない箇所にも言及するのは、ハードルが高いのではないかという考えである。

【委 員】

・樹林地は「横断する箇所」のすぐ近くなので、樹林地も含まれているのではないか。

【委 員】

・それならそれでよいが、よく分からなかった。

【事務局 等】

・そこまで具体的に踏み込んでしまうと様々な議論を生みかねないので、そのような解釈の中で進めさせていただきたいと思う。

【部 会 長】

・他にいかがか。

【委 員】

・水質目標はどうするのか。これでよいか。

【委 員】

・水質目標の環境基準を満たすことも入っていなかったか。

【委 員】

・入っていれば話ができるが、工場排水、中でも一番ひどいのが清瀬水再生センターの排水であるが、アンモニア態窒素の規制が入らない。ここは本当にやっていただきたい所である。

【事務局 等】

・河川の水質の環境基準以上の目標をここで設定するとことは難しい。

【委 員】

・アンモニア態窒素は基準には入っていないのか。

【事務局 等】

・それは確認するが、ここでは法律に基づく河川の公共用水としての水質基準を満たすことを、目標とさせていただくということになる。

【委 員】

・今のところはそれで問題ない。



【部 会 長】

- ・これは平成 31 年度の計測で、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素は計測しているが、アンモニア態窒素はない。

【委 員】

- ・一番問題なのはアンモニア態窒素である。

【部 会 長】

- ・硝酸系が問題視され、硝酸性/亜硝酸性窒素の計測がはじまった。アンモニア態窒素も計測されるように、用語集で指摘をお願いしたい。

【委 員】

- ・25 ページの「3) 生きものに関する目標」で、「目標」の中段に「生物多様性に関する広報活動の実施をとおして、市民から生きものの報告件数の向上を目指します。」とあるが、生きものの報告件数とは、調査報告の件数なのか、それとも何種類いるかということか。

【事務局（コンサルタント） 等】

- ・市民から寄せられた調査報告の件数を想定している。

【委 員】

- ・スマホか何かでできるようなシステムを作ることが前提で、それによって知ることか。

【事務局 等】

- ・そのとおりである。どのようなものがあがってくるのか現段階では想定できないが、件数は目標として設定させていただきたいということである。

【部 会 長】

- ・よろしいか。それでは 26 ページ以降について何かあるか。

【委 員】

- ・26 ページと 27 ページは前回の宿題がある。どちらから進めるか。

【事務局（コンサルタント） 等】

- ・26 ページは基本方針 4 のタイトル案についてご意見をいただいております、27 ページは個別目標 14 について 3 案ほどいただいているので、こちらについてご議論いただきたい。

【委 員】

- ・基本方針 4 の改訂案は「水と緑の保全と再生・創出」であるが、非常にテーマが大きい。ここまで大きく広げてしまうと、計画全体に関わってくると思う。また、大きなテーマのままで個別目標が 3 案できているので、改訂前のレベルでよいのではないかと思う。
- ・改訂前の基本方針 4 にすると、個別目標 14 は多様性をどのように確保するのかということになってくるので、案①の「生きものの多様性を健全に保つ」で考えているが、いかがか。

【委員】

- ・一番気になったのは“管理”という言葉である。管理というのは目標管理や進捗管理など、人間が計画して進めるものであるが、緑や生きものについては管理できないと思っているので、“管理”というのは外させていただいた。やはり自然に対しては“管理”はおこがましいのではないかと思ったので、もっと柔らかい言葉で表せないか。

【委員】

- ・管理は英語で言うと **management** になると思うが、ここで言っているのは、自然を大事に育てるための環境づくりである。今ある自然や生きものを、どのように人との関わりの中で活用していくのかということである。

【委員】

- ・自然との触れ合いに管理は必要か。
- ・例えば親水公園を作るときには、人間が設備計画や河川整備計画を立てて管理する。この場合は、水と緑と触れ合うということが人と自然との共生であり、そこに管理の制限はないと思う。管理というのは少し重いのではないか。

【委員】

- ・“管理”でなければ“推進”とするか。

【委員】

- ・“創出”や“普及”はどうか。

【部長】

- ・基本方針4はテーマが大きすぎるということか。

【委員】

- ・基本方針4の、今回提案された案②が大きすぎるということである。
- ・施策を見ると分かるが、雑木林の整理や遊歩道の整備など、ある程度管理というかマネジメントが必要なものである。

【委員】

- ・それで公園整備については別段にしたと思う。別にしたので、ここには整備関係は書かれていない。

【委員】

- ・ここは整備ではなく、管理の事を書いている。個別目標13は「緑の適正管理による質の向上」、施策26は「緑の適正管理」。だから基本方針も「適正な管理」になっている。

【委員】

- ・日本語の“管理”は使いづらいところがあり、適切な日本語がない。ほったらかしにはできないので、管理はしなければならない。

【部長】

- ・英語では「経営」が **management** で、「管理」は **administration** である。会社で言えば、役員が行うのが **management**、管理職が行うのが **administration** で、従業員

が行うのが operation である。したがって、基本方針4の管理が administration ではないということであろう。

- ・「適正」は appropriate でどちらかといえば人工物に、adaptive management など自然のマネジメントには「適性」 suitable を使う。しかし、“適性”は一般になじみのない言葉なの、ここでは使わないことにした。
- ・それでは基本方針4の「水と緑の保全と再生・創出」は大きすぎるということ、どうするか。

【委員】

- ・大きすぎるので、元のままで私はよいと思っているが、“管理”がいやなのであれば、“推進”としてはどうか。

【部長】

- ・「水と緑の活用と推進」でどうか。

【委員】

- ・何を推進するのかが分からない。

【委員】

- ・一般市民から見たら、管理の方がはっきりしていて分かりやすい。ただ、今言われているように、管理という言葉がなじむかどうかという問題がある。

【部長】

- ・それでは“適正”を取って「水と緑の活用と管理」としてはどうか。

【委員】

- ・個別目標の15と16は活用だが、13と14は管理である。

【部長】

- ・これも用語集に解説を入れるか。またはコラムにするか。

【委員】

- ・そこまでしなくてもよいと思う。

【部長】

- ・基本方針4は「水と緑の活用と管理」とし、個別目標14は案①の「生きものの多様性を健全に保つ」とする。

【部長】

- ・では、残りのページについて議論する。
- ・49ページの重点施策を全部取ってしまったという意見があった一方、「(5)持続可能な将来を見据えた公園づくりの推進」が新しく加わった。

【委員】

- ・27ページの施策6にある、調整池と調節池の違いは何か。

【事務局等】

- ・白山公園については調整池という言い方をしており、黒目川の下谷橋については調節池という言い方をしている。

【部 会 長】

- ・それは用語集に入れておいた方がよい。

【委 員】

- ・40 ページ施策 32「親水設備の整備」の三つ目に「立野川や野火止用水、及び弁天川などの河川のあり方を検討します」とある。“あり方”というのは、例えば暗渠にするとかしないとかそういうことではなく、ここに書いてあるように自然を開放していくようなやり方にするという意味か。“あり方”というと非常に漠然と広いような気がした。

【事務局（コンサルタント） 等】

- ・“あり方”について、第6回でもご意見をいただいたが、次のページの修正前の施策 35にあった、蓋掛けをどうするかという部分を含めて、河川をどのようにしていくかということで“あり方”に大きく広げようということであった。

【委 員】

- ・承知した。
- ・41 ページ、施策 34「散策路・小河川の周知」について、40 ページの施策 32では「立野川や野火止用水、及び弁天川などの河川のあり方を検討します」となっているが、施策 34の4行目では、「市内には出水川、楊柳川、西妻川、中溝川、弁天川といった小河川があり、市民へのさらなる周知を図ります。」と書いてある。弁天川は河川であり小河川である、立野川、野火止用水はただの河川であるなど、河川と小河川の種類が分かりにくい。

【事務局（コンサルタント） 等】

- ・こちらも前回ご意見をいただいた。施策 34については下にある図で示したものを小河川として挙げた。
- ・施策 32については、元は「小河川の」としていたが、全体にわたる親水設備の整備という施策に対しての話なので、“小”を消して全体の話として「河川のあり方」とすることになった。捉え方は違うかもしれないが、区別は違うものとして扱うという話であったと思う。その中で、弁天川を入れた方がよいのではないかというご意見があったので、赤字で「及び弁天川」と入れさせていただいた。

【部 会 長】

- ・“など”としているし、小河川も大河川も河川なのでよいと思う。

【委 員】

- ・施策 32の方は河川で、その河川の中でより小さいものを施策 34に抜き出してあるという理解でよろしいか。

【委 員】

- ・41 ページの「散策路と主な小河川の位置」の図には、黒目川と落合川も入っているので、例えば小河川名の文字の囲みを楕円形にするなど、小河川だけ違う囲み方をすれば分かりやすいかもしれない。

【事務局 等】

- ・黒目川、落合川、立野川以外の河川をここに抜き出しているの、その3河川以外の河川名の枠を丸にするなど、3河川とは違う形で枠を作るといふことによいか。

【委 員】

- ・散策路に使われているので、黒目川、落合川も入れる必要があるのではないかと。

【部 会 長】

- ・そうすると施策32の方の文章が合わなくなる。

【委 員】

- ・図が直れば、文章はこのままでも分かるのではないかと。

【部 会 長】

- ・施策32は“河川”を取って「立野川や野火止用水、及び弁天川などのあり方を検討します。」としてはどうか。

【委 員】

- ・施策32は「親水施設の整備」とあるが、立野川や野火止用水、弁天川に親水施設を作ることになっているのか。

【委 員】

- ・具体的な計画はないが、検討することは考えられる。弁天川の下の方の落合川の合流点などは整備した方がよい。都と市でやればできそうな雰囲気があると思う。

【委 員】

- ・確か、隣接した土地、活用できる土地があれば公園化もできるのではないかとというよふな話だったと思う。

【事務局 等】

- ・緑地保全計画にも関わって下さった方いらっしゃると思うが、緑地保全計画に基づく保全対象地が、生産緑地として普通河川に接している所もあるので、そのような場所は検討できるのではないかとということである。

【委 員】

- ・それならば元の「整備のあり方を検討します。」によいと思う。

【部 会 長】

- ・「弁天川などの小河川の」も元のままでよいのではないかと。

【事務局 等】

- ・整備のあり方というのは整備することが前提になってしまう。「整備することも検討ができる」ということと、「整備することを前提としたあり方を検討する」というのは温度感が違ふと思う。

【委 員】

- ・“整備”を入れると整備しなければならなくなってしまうということか。

【事務局 等】

- ・整備することが前提になってしまうので、行政としては重く感じてしまう。

【委員】

- ・しかし、施策 32 のタイトルは「親水施設の整備」である。

【事務局 等】

- ・この“整備”は東京都が行う河川改修に際して、整備を要望するということにもかかっているのでは、問題ないのではないかと考える。ただ、ここが合わないのであれば、施策 32 の名称も含めて再考する必要があるかもしれない。

【委員】

- ・施策 32 で示しているのは、黒目川についてである。黒目川、落合川について東京都が河川整備をする付随対応であるという話であろう。

【部会長】

- ・黒目川上流域の親水化施設は具体的に何かあるのか。

【委員】

- ・都大橋から下で雨水対策をする。そこで河床を掘削するとか、残っている下水をいじるといふことがある。

【部会長】

- ・そこまであるのであれば、施策 32 の文言はそのままよいのではないかと。
- ・3 番目の文章は、” 小河川 “を残して” 整備 “を取ってはどうか。

【委員】

- ・ここは整備しないので、「親水化のあり方を検討する」ではどうか。

【部会長】

- ・「立野川や野火止用水、及び弁天川などの小河川の親水化のあり方を検討する」とするか。

【委員】

- ・親水施設と書いてあるので、“あり方”ではなく「親水化を検討する」がよいか。

【委員】

- ・そうすると大変になる。

【事務局 等】

- ・環境審議会の皆さんに諮りながら、決めさせていただくというのが我々としてはありがたい。
- ・“整備”という表現は、行政としてはやや踏み込み過ぎではないかと思う。

【部会長】

- ・それでは“小河川のあり方を検討します”とする。

【委員】

- ・30 ページの施策 6、下から 3 行目「水と緑と人のつながりがさらに深まるような施設…」で、“生きもの”が削除されているので、“生きもの”を残して「水と緑と生きもの」としてほしい。

【部会長】

- ・基本理念に引っ張られたのであろう。これは復活させる。

【委員】

- ・46 ページ施策 46 「国・東京都・近隣市との連携」について、多摩六都科学館は緑の基本計画では核になるものだと思うが、ここに多摩六都科学館の名前を入れることはできないか。
- ・市民からいろいろなデータが集まった時に、他の市と連絡を取りながら、全体のリストを抽出していくのが重要なことではないかと思ったので、この「多摩六都広域行政圏などの近隣市と連携して」を「多摩六都科学館などの多摩六都広域行政圏などの近隣市と連携して」としてはどうか。

【委員】

- ・行政圏の中に多摩六都科学館は含まれている。

【委員】

- ・市民にはそれが分からないと思う。多摩六都科学館があるのになぜここに入らないのかと思うのではないか。

【事務局 等】

- ・多摩六都館科学館だけ特出しすると、“広域行政圏”が置き去りになってしまう。

【委員】

- ・要するにここでは、河川の上流の市と下流の市との間で連携を取らなければならぬ、その行政的なつながりについて述べている。
- ・多摩六都科学館の話はこれと同等ではなく、例えばデータのメンテナンスなどで、もう一つ項目を追加するような話である。

【委員】

- ・同等でなくてもよい。追加してでも名前を入れた方が市民には分かりやすいので、入れた方がよいと思う。

【委員】

- ・入れるとすれば、多摩六都科学館が生きもののデータの管理や環境教育などで連携を取るといような話であろう。
- ・ただ、多摩六都科学館が了解してくれるのか。

【委員】

- ・それは多摩六都科学館の機能にもともと入っていると思う。
- ・新しいフォームで市民から集まった情報を他の市と調整したり、例えば狭山丘陵の東から西にかけて種類が置き換わるとか、そのようなことも調べやすくなる。

【委員】

- ・それはそうかもしれないが、多分多摩六都科学館はやらない、あるいはやれないのではないか。

【委員】

- ・データの保管をどこまでならやれるか、聞いてもらった方がよい。

【委員】

- ・それを管理する所はどこかは分からない。ここでは「行政圏で協力します」くらいしか書けない。

【委員】

- ・資料を保存してもらっただけでもできないか。

【委員】

- ・それも多摩六都科学館に確認しなければならないだろう。

【委員】

- ・確認していただいた方がよい。そのような情報を保管する所がなくて、環境政策課が全てを担うというのは、市民にとっては利用しづらいのではないか。

【委員】

- ・それは図書館や郷土資料館等でもやっている。図書館等の連携の中で資料を付け合せるようなことができるかどうかである。

【委員】

- ・文書化された資料はできると思うが、今後スマホで調査した情報などは図書館がダイレクトに扱ってくれるのか。それとも文書化されたものでないと図書館は受け付けないのか。

【事務局 等】

- ・それは司書の裁量で判断するところが結構大きいので、一概に決定することはできないと思う。

【委員】

- ・集まってきたデータを管理するのは環境政策課であろう。

【委員】

- ・せっかく集めた情報をどこが管理していて、どこへ聞きに行けばよいのか、窓口が分からないというのは、市民にとっては難しいことだと思う。

【委員】

- ・環境政策課が管理して、広域的に必要であれば多摩六都科学館に行く。

【事務局 等】

- ・ここで書いているのは「市単独で対応できない課題は市民活動団体や広域で解決しましょう」という話であり、市単独で対応できないものを多摩六都科学館にお願いしたいと言っても、多分できないだろう。
- ・書き加えるのであれば、広域行政圏とはどういうものか、広域行政圏では多摩六都科学館も運営しているということ、資料編に加えることはできるかもしれない。

【部 会 長】

- ・「多摩六都科学館」は用語集に入っている。これは基本計画なので、委員のご意見はもう一段下の施策レベルの話かもしれない。

【事務局 等】



- ・広域行政圏と多摩六都科学館が繋がるように資料編で工夫しようと思う。

【部 会 長】

- ・他はよろしいか。以前もご意見のあった 49 ページから 52 ページの重点施策について、これは全部取ってしまってもよいのではないかという意見もあった。一方、公園づくりの関係で、(5) が新たに追加されているが、その辺についていかがか。

【委 員】

- ・重点施策を掲げた結果として予算が増える等、メリットがあるということであれば、これは書かれるのだろう。
- ・何のために書いてあるのかというのは少し疑問に思うところもあるが、その辺はどんなのか。

【事務局 等】

- ・重点施策に載っていることが絶対的な評価されるということではないが、様々な行政課題を含めた相対的な評価の中では、重点施策に載っているものの方が予算が付きやすいという傾向はあると思う。
- ・重点施策に載っているものから優先的に予算を配当していくという傾向はあると思うので、載せる意味はあると思っている。

【委 員】

- ・「かんきょう東久留米」の中のレビューにも出ていないし、どこにも載っていないので、多分、前の慣例で続いてきたのではないか。

【委 員】

- ・最初の緑の基本計画を作った時の考え方としては、重点施策しかやらないということであった。他にも施策はあるが、まず重点的にやるのは重点施策で、それから順番にやるということであった。
- ・今もそういう順番ではないか。一度に全部はできないので、重要なものから重点的にやるという考え方だと思う。

【部 会 長】

- ・47 施策の中で、約半分の 22 施策が重点施策になっているので、おかしくはない。

【事務局 等】

- ・第一期の計画でも、重点施策に位置づけたものが、実際にいろいろな形で予算化されているという現実もある。

【委 員】

- ・ただ、重点施策をレビューしないというのは課題ではないか。

【部 会 長】

- ・「かんきょう東久留米」をレビューするときに、それを加味しなければならない。これまで個別の施策でコメントを付けているが、ここをまとめてレビューする。

【事務局 等】

- ・検討を一緒にさせていただいて、どのような形でレビューするのかというところをご

相談させていただきたい。

**【部 会 長】**

- ・ 審議会の方でお願いしたい。

**【委 員】**

- ・ 34 ページ個別目標 9 「農地の保全」について、長野や東北の方では農業をする人がいなくなって、東京から来たサラリーマンが農地を借りて、耕作をしている。それは東久留米では全く考えられない。

**【事務局 等】**

- ・ その考え方は遊休農地とって、耕作する人がなくなった土地をどのように活用していくかという「人・農地プラン」等に基づいているので、市街地にはあまりなじまない。
- ・ 東久留米にも就農したいというご要望が産業政策課に寄せられていると思うが、地方と実態は異なると思う。

**【委 員】**

- ・ 農家の人じゃないと農地は作れないのか。

**【部 会 長】**

- ・ 農業委員会の許可が必要である。農家が市民の力を借りたり指導したりしているという建前で、農地を使わせている。
- ・ 農業をしっかりとやっている地域では、一般市民には絶対貸さないというところがある一方、中山間地/山間地では、畑や田圃を放置しておくとも草木が茂って獣が姿を潜めやすくなり人家近くまで来てしまうので、その対策として、できるだけ農地として使ってもらおうということもある。

**【事務局 等】**

- ・ 農地の貸借自体はやっているが、新就農というのは私が知る限りではあまりないのではないか。
- ・ 東久留米市では、農地として保てなくなった場合は宅地化できるので、そのような問題はあまり発生しない。

**【委 員】**

- ・ 承知した。

**【委 員】**

- ・ 56 ページの基本方針 4 の点検評価項目の④で「亜硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ケルダール窒素の測定値」とあるが、これは今後点検項目に入れるということなので、先ほどの意見が叶うのではないか。

**【部 会 長】**

- ・ 一歩前進である。硝酸性窒素についてもずっと議論があったが、被害がそれほどないということも分かってきて、アンモニア態窒素がクローズアップされるようになった。時代の変遷があるので、測定項目もそれに伴って検討していくことだと思う。

- ・他はよろしいか。なければこれで確定ということにさせていただく。パブリックコメントでフィードバックがあるので、そこでまた検討したい。

**【事務局 等】**

- ・その前段で修正したものを皆さんにフィードバックさせていただく。

**【部 会 長】**

- ・それでは素案の検討は終えたいと思う。事務局から次の議題の説明をお願いします。

**【事務局（コンサルタント） 等】 資料 2-1 掲載するコラムについて説明**

**【部 会 長】**

- ・具体的なコラム等の検討は次回、パブリックコメントの検討と一緒にやるのか。

**【事務局（コンサルタント） 等】**

- ・パブリックコメントには出さないが、次回以降は資料編やコラムを検討していただきたいと思っているので、そこで提示できればと考えている。

**【委 員】**

- ・コラム3「東久留米の生きものの現況と近隣市との比較」ということで、市の植物について清瀬市と比較して書かせていただいた。
- ・100年前の1922年に創立した武蔵高等学校中学校の紀要に、1922年から5年間の植物のリストが載っている。半径2.5マイルで採集をしたもので、かなりの標本がまだ残っている。それをもう一度全部精査し直してリストを確定した。これをもとにして、近隣地域などでも比較調査等に利用してもほしいということで、現在との比較を始めているところである。
- ・調べてみると、東久留米と江古田の辺りとの植物相は、現在はかなり異なるが、1世紀前の武蔵野は割と一様であったようである。その資料と比較してみるのも一つではないかと思っている。

**【部 会 長】**

- ・それは検討をお願いします。コラムに反映できればと思う。

**【委 員】**

- ・都立六仙公園で1990年代から行われている東久留米市の遺跡発掘の報告書には、南沢湧水高柳遺跡と向山遺跡と六仙遺跡は非常に近い所にあり、縄文人が湧水を発見してここにとどまったのではないかと、時期や住む場所が違っていても、そこは必ず利用していたのではないかと書かれていた。
- ・その場所を活用してきた方たちが、大事に使ってきたから今につながっている。
- ・その参考に、40年ほど前の第七小学校の子どもたちが新山遺跡発掘を見学して、縄文人が頑張って守ってきたから現在があり、私たちが頑張るって後の世に残そうということで作った版画集を10月9日に展示するので、よろしければお越しいただきたい。向山や南沢にも案内している。

**【部 会 長】**

- ・その辺りもコラムの中に反映できるものは反映していただきたい。

- ・コラムについては、委員の貴重な証言もあるので、現在のコラムを引き継ぐことを考えている。
- ・以前、立野川のシンポジウムの際に川嶋辰彦先生が寄せて下さった文章がある。それには昆虫の話が入っているので、それもコラムに入れてもよいのではないかと考えている。川嶋先生は小学生のとき、黒目川と落合川の合流点の氷川神社のお隣にお住まいだったので、貴重な証言だと思う。お亡くなりになられたが、シンポジウムの際に掲載許可は得ているので、転載という形で入れたいと思っている。
- ・コラムについては次回以降ということで、次の説明を事務局からお願いする。

【事務局 等】 参考資料3の説明

【事務局 等】 参考資料1の説明

- ・次回の検討部会は11月10日か18日を予定している。ご都合はいかがか。

【委員】

- ・10日は出られない。

【委員】

- ・18日は都合が悪い。〔 〕委員も同じ予定である。

【部会長】

- ・日程を仕切り直した方がよい。

【事務局 等】

- ・また改めて調整の連絡をさせていただく。

【部会長】

- ・他に何かあるか。

【委員】

- ・今ホトケドジョウがすごく少なくなって困っているのだが、何かご存じか。お知恵を拝借したい。2020年度から減っている。これまでの調査では70、80とか三桁に届くほどの数が採れたが、今は二桁を欠けることもある。同じ条件で調査しているが、なぜ減ってしまったのか原因が分からない。
- ・2022年度の6月にザリガニが全滅した。その時からどんと減っている。

【部会長】

- ・どこの川か。

【委員】

- ・神明橋の辺りである。今回も2000匹ぐらいザリガニが死んでいた。採ったのが2000匹なので、もっと死んでいるのではないか。

【委員】

- ・この一角だけいなくなる。他の下流でこのようなことはなかった。

【委員】

- ・何が原因か分からない。再調査をしようと思っているが、何かご存じであれば教えていただきたい。

**【事務局 等】**

- ・水質では異常値は見られていない。可能性としてはそこにザリガニの死骸を業者が投棄している可能性も否定できない。そのような情報も一部あった。一概には言えないが、調査してみないと分からない。

**【委員】**

- ・農薬では魚ではなく、ザリガニなどのカニ類、エビ類が死ぬということである。田んぼの用水路にはザリガニがたくさんいるので、それを殺すために農薬を使うことが多い。
- ・アメリカザリガニが穴を掘ると田んぼの水が抜けてしまうので、それで用水路のザリガニを殺すための農薬がある。今回も神明橋に流入する所から下流が影響を受けている。上流側は健在なので、誰かが農薬を流したのではないかと思っている。

**【事務局 等】**

- ・東京都に相談する。

**【部会長】**

- ・冒頭に述べたように今回の検討部会の意見を入れて「原案」とし、審議会で「素案」とし、パブリックコメントへと進めていく。
- ・以上で第7回東久留米市緑の基本計画等検討部会を終了する。

以上